

戸籍証明書等交付請求書

(請求には本人確認の書類が必要です。その他の注意事項は裏面をご覧ください)

(あて先)市原市長

令和 年 月 日

①どなたの証明が必要ですか

本籍	市原市		
フリガナ		筆頭者氏名	
氏名		※亡くなられても 変わりません	
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日生

②何が必要ですか

戸籍		除籍		改製原戸籍		一部事項 証明書	戸籍の附票		不在籍 証明書	身分 (その他) 証明書	受理 証明書	届書記載 事項証明書
全部 (謄本)	個人 (抄本)	全部 (謄本)	個人 (抄本)	謄本	抄本		全部 (謄本)	個人 (抄本)				
通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通

※受理証明書・届書記載事項証明書を請求する方は、届出の種類・年月日及び請求理由をご記入ください。

届出の種類 ()届
届出の年月日 (年 月 日) 請求理由 []

③証明書を使う方(請求者)はどなたですか

①との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他の方()					
住所						
フリガナ						電話番号
氏名	(印)					()
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日生		

④使いみちを具体的にお書きください

[上記③で、戸籍に載っている方との関係が「その他の方」に該当する方は、下記のいずれかに
をつけた上で、使いみちを具体的にお書きください。裏面を確認のうえご記入ください。]

<input type="checkbox"/> 権利の行使・義務履行のため	<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため	<input type="checkbox"/> その他
--	--	------------------------------

⑤窓口へ来た方はどなたですか

(証明書を使う方本人が窓口へ来ているときは、記入不要です)

③との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他の方()					
住所						
フリガナ						電話番号
氏名	(印)					()
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日生		

市取扱使用欄

受付	作成	照合	交付	手数料	本人確認
				通 円	免・パ・住・外
					保・年・介・後・確 ()

※代理の方が手続きするときには、委任状が必要です。

請求に当たっての注意事項

1. 請求理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍証明書等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明（抄本）について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明（抄本）をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口へ来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名又は、記名押印が必要です。

8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。